

O4-023

保育所における医療的ケア児への喀痰吸引と看護提供体制の実態

中村 由佳¹⁾、松永 早苗¹⁾、石原 美和²⁾

¹⁾ 神奈川県立保健福祉大学 実践教育センター、

²⁾ 神奈川県立保健福祉大学

【背景】 保育所等における医療的ケア児への支援を目的として、2017年に看護師等の配置に関する予算措置が講じられた。しかしながら、実際の配置状況や運用の実態は十分に明らかになっていない。【目的】 保育所における医療的ケア児への喀痰吸引の実施状況および看護提供体制の現状を明らかにすることである。【方法】 医療的ケア児（以下、児）が在籍する先駆的な保育所を全国から5施設選定した。2024年5～7月に、デモグラフィックシートによる回答を依頼した後、各施設の施設長および医療的ケアを担当する看護師（以下、看護師）1名ずつに対し、半構造化面接を実施した。本研究は神奈川県立保健福祉大学研究倫理審査委員会の承認を得て実施した（保大第18-23-49号）。【結果】 児へのケアは、導尿（3施設）に次いで、喀痰吸引（2施設）が実施されていた。看護提供体制は、5施設中4施設が施設内への看護師等の配置により対応しており、1施設は訪問看護師により対応していた。喀痰吸引に関しては、児の在園時間中は看護師の常時配置により対応していた。一方で、喀痰吸引等研修を修了した保育士は各施設に3～4名いたが、認定特定行為業務従事者としての届け出は各施設1名のみであった。また、保育士による喀痰吸引は、看護師が会議のためケアを実施できない場合に限定して行われていた。看護師は児に常時付き添い、状態を観察しながら喀痰吸引の必要性を判断していた。訪問看護師による体制では、定時の処置には対応可能であったが、喀痰吸引のように児の状態を継続的に観察し、必要時に即座に対応が求められるケアには適していないという課題が認められた。【考察】 保育所における医療的ケアのうち、導尿などの定時の処置は、訪問看護師による対応が可能である一方で、喀痰吸引に関しては、看護師の常時配置が不可欠であることが示唆された。また、喀痰吸引等研修を修了した保育士は在籍していたが、喀痰吸引の主たる実施者とはなっていない現状が明らかになった。喀痰吸引は、法律上、認定特定行為業務従事者により実施可能であるが、児の状態を常時アセスメントし、緊急時に迅速な対応を要するケアであるため、保育士による対応には課題が残る。そのため、保育所における児への喀痰吸引の対応には看護師の常時配置は不可欠であるが、限られた人的資源を有効活用しながら看護提供体制を確立するためには、地域の基幹となる保育所の整備が求められる。

O4-024

保育士・看護職ワークショップによる保育所の薬が関わる困りごとの抽出と課題解決策の検討

柳 奈津代^{1,2)}、佐藤 宏樹^{1,3)}、澤田 康文¹⁾

¹⁾ 東京大学大学院薬学系研究科、

²⁾ 東京都立大学人文社会学部人間社会学科、

³⁾ 東京大学大学院情報学環

【背景・目的】 与薬を引き受ける保育所における保育士の与薬負担が報告される中、一部の保護者に安易な与薬依頼や薬への意識の低さがみられ、子どもの健康リスクに繋がる薬が関わる課題とともに薬剤師による支援の可能性が明らかになってきた。「保育所での薬が関わる課題」について、保育士・薬剤師・保護者が理解し、課題解決に向けて連携することが期待されてきたことから、本研究では第1ステップとして、保育職員（保育士・看護職）を対象としたワークショップ（WS）を通して「保育所での薬が関わる課題」を抽出し、課題解決に向けた提案を整理することを目的とした。【方法】 現場で働く保育職員（保育士・看護職）を機縁法で募り、グループワークを主体とするWSを2024年7月に実施した。これまでの研究で明らかになった保育士の負担や薬剤師による支援可能性を紹介した後、「保育所の薬が関わる課題」についてKJ法を用いて分類・整理した。全体で課題を共有した後、解決策を班ごとに提案し、相手別（薬剤師、保護者、行政など）にまとめた。WS前後に匿名アンケートを実施した。【結果】 参加者は12名（保育士9名、看護職3名）であり、保育士から抽出された主な課題は、薬の知識の乏しさに対する不安、保育園だから薬を飲ませてくれると思っている保護者や子どもの健康への関心が低い保護者の存在などであり、看護職からは、保護者からの薬の預かり・管理があいまいになりやすい等であった。解決策では、薬剤師に対して相談できることを保育士が知らないため相互理解をすすめる、薬剤師による薬の知識などの研修、医師による1日2回処方（可能な場合）や明確な与薬指示、行政による病児保育やファミリーサポートの充実、保育所内の管理体制として与薬のルールを明確化する、保護者による保育所での与薬負担への理解、体調不良時には休むなど子どもの健康や集団保育への理解、医療従事者ではない保育士に与薬を依頼することのリスクの認識などが提案された。WS前後のアンケートにおいて、与薬負担が軽減すると「思う」のスコアの増加が大きかったのは「薬剤師による支援」と「保育所内の管理体制を変える」であった。【結論】 保育所における薬が関わる困りごとの解決策として、保育士・薬剤師・医師・行政などの多様な専門職による連携や、保護者が現場への理解を深めることの重要性などが示唆された。